

議題 2

大阪市週休 2 日工事实施要領の改正について

令和 6 年 4 月からの労働基準法時間外労働規制の適用が開始されたことを踏まえ、週休 2 日の「質の向上」の拡大など働き方改革を強力に推進することとして、国土交通省が月単位の週休 2 日工事を発注者指定方式により行うこととしたことを受け、本市においても建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るため取組みを拡大する。

1 主な改正内容

(1) 発注者指定方式における週休 2 日の質の向上

発注者指定方式において、これまでの「通期の週休 2 日」から「月単位の週休 2 日」に改める。

通期の週休 2 日： 対象期間内の現場閉所率が 28.5%（8 日/28 日）以上を達成したと認められる状態
月単位の週休 2 日： 対象期間の全ての月で現場閉所率が 28.5%（8 日/28 日）以上を達成したと認められる状態

(2) 建築工事における受注者希望方式の導入

一部の建築工事では、施設を使いながら改修する工事が多く、月単位の週休 2 日での施工が困難な場合が想定されるため、受注者が工事着手前までに月単位の週休 2 日を実施するか否かを選択する方式を国に準拠し導入する。

(3) 補正係数の反映

国に準拠し、補正係数を改正する。

① 現行補正係数の改正

	改正前	改正後
土木工事等		
労務費	1. 0 5	1. 0 2
機械経費（賃料）	1. 0 4	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 4	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 6	1. 0 3
港湾工事		
労務費	1. 0 5	1. 0 4
機械経費（賃料）	1. 0 4	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 2	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 3	1. 0 3
建築工事		
労務費	1. 0 5	1. 0 2

②月単位の週休２日にかかる補正係数の新設

- 土木工事等、港湾工事：既存の補正係数（通期）を廃止し、月単位の週休２日にかかる補正係数を新設

	土木工事等	港湾工事
労務費	1. 0 4	1. 0 4
機械経費（賃料）	1. 0 2	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 3	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 5	1. 0 3

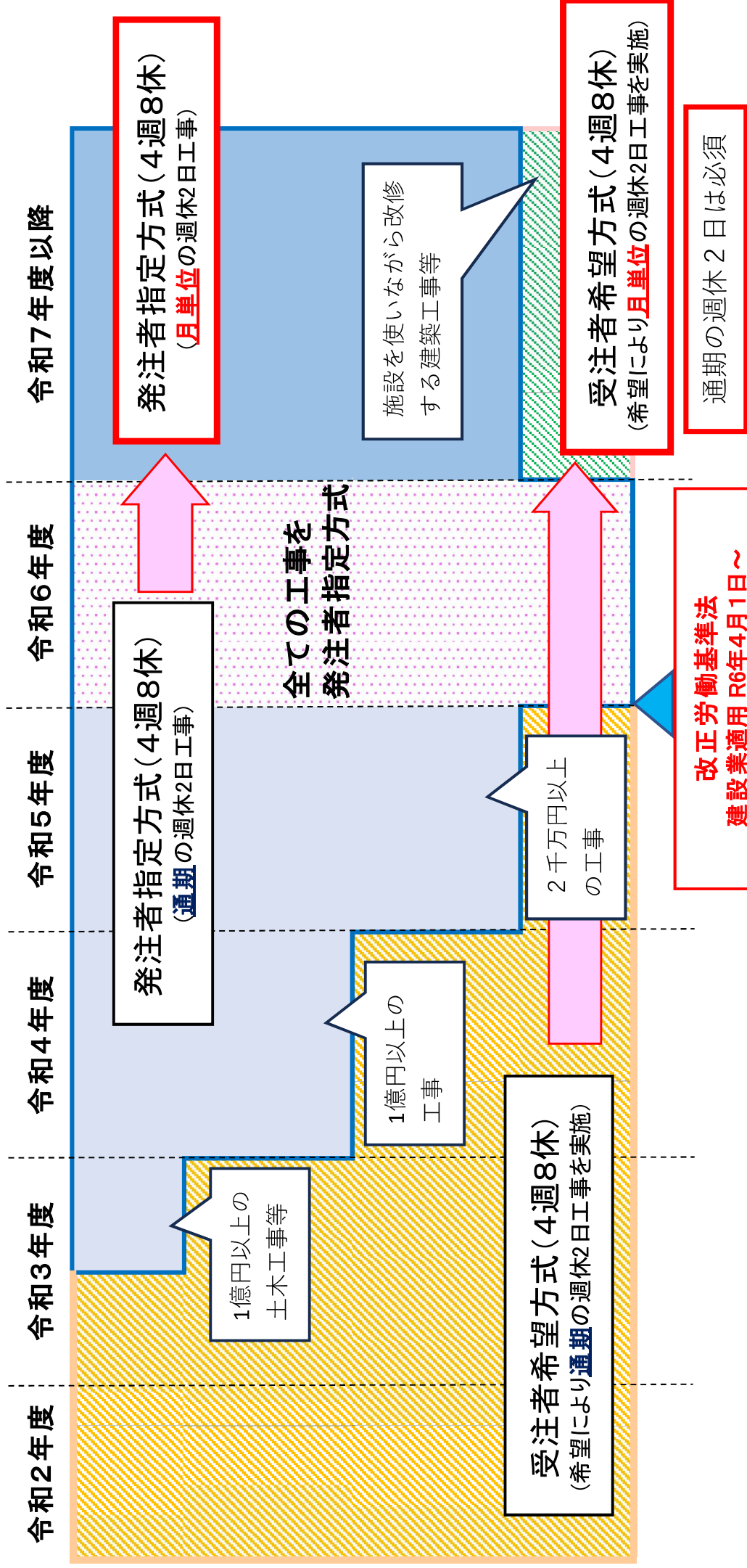
- 建築工事：既存の補正係数（通期）に加えて、月単位の週休２日にかかる補正係数を新設

	通期	月単位
労務費	1. 0 2	1. 0 4

2 適用時期

- （３）①については令和７年１月１日発注分から。
（１）、（２）、（３）②については令和７年４月１日発注分から。

大阪市週休2日工事实施要領の改正について



大阪市週休 2 日工事実施要領

制 定 平成 31 年 3 月 25 日

最近改正 令和 年 月 日

【改正前】	【改正後】
	附 則 1 この要領は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。 2 この要領による改正後の大阪市週休 2 日工事実施要領は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの要領の施行日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、施行日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、従前の例による。

別表 1 労務費等の補正係数（土木工事等）

労務費	<u>1.05</u>
機械経費（賃料）	<u>1.04</u>
共通仮設費率	<u>1.04</u>
現場管理費率	<u>1.06</u>

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の
人件費は、補正の対象としない。

※下水道施設機械・電気設備工事については、
補正の対象としない。

※水道施設機械・電気設備工事については、補
正の対象としない。

別表 2 労務費等の補正係数（港湾工事）

労務費	<u>1.05</u>
機械経費（賃料）	<u>1.04</u>
共通仮設費率	<u>1.02</u>
現場管理費率	<u>1.03</u>

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の
人件費は、補正の対象としない。

※船舶及び機械製造修理請負工事は、補正の
対象としない。

別表 3 労務費等の補正係数（建築工事）

労務費	<u>1.05</u>
-----	-------------

別表 1 労務費等の補正係数（土木工事等）

労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の
人件費は、補正の対象としない。

※下水道施設機械・電気設備工事については、
補正の対象としない。

※水道施設機械・電気設備工事については、補
正の対象としない。

別表 2 労務費等の補正係数（港湾工事）

労務費	1.04
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の
人件費は、補正の対象としない。

※船舶及び機械製造修理請負工事は、補正の
対象としない。

別表 3 労務費等の補正係数（建築工事）

労務費	1.02
-----	-------------

大阪市週休2日工事实施要領

制 定 平成31年3月25日

最近改正 令和 年 月 日

【改正前】	【改正後】
(趣旨) 第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日の確保に取組む工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。	(趣旨) 第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日の確保に取組む工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。
(用語の定義) 第5条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 「現場閉所」 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。 (2) 「4週8休」 対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、<u>天候等</u>による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。	(用語の定義) 第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 「現場閉所」 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。 (2) 「4週8休以上」 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 「月単位の4週8休以上」 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。 なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛

(3) 「週休 2 日」 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。	暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。 (4) 「通期の週休 2 日」 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (5) 「月単位の週休 2 日」 対象期間の全ての月で月単位の 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (6) 発注者指定方式 土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表及び水道施設整備費に係る歩掛表による工事（以下「土木工事等」という。）、港湾土木請負工事積算基準、船舶及び機械製造修理請負工事積算基準による工事（以下「港湾工事」という。）及び公共建築工事積算基準による工事（以下「建築工事」という。）において、発注者が、月単位の週休 2 日に取り組むことを指定する方式 (7) 受注者希望方式 建築工事において、受注者が、現場着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日に取り組む旨を届け出たうえで取り組む方式（通期の週休 2 日は必須）
（発注方式） 第 3 条 <u>対象工事の発注方式は、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する発注者指定方式とし、別紙「特記仕様書（週休 2 日工事）」においてその旨を明示するものとする。</u>	（発注方式） 第 3 条 発注者指定方式又は受注者希望方式のいずれかとし、別紙「特記仕様書（週休 2 日工事）」においてその旨を明示するものとする。
（対象工事） 第 2 条 週休 2 日工事の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない全ての工事とし、<u>入札公告及び別紙「特記仕様書（週休 2 日工事）」</u>においてその旨を明示するものとする。	（対象工事） 第 4 条 月単位または通期の週休 2 日工事の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない全ての工事とし、別紙「特記仕様書（週休 2 日工事）」においてその旨を明示するものとする。

(1) 工期が2か月未満の工事 (2) 単価契約工事や維持工事（通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事） (3) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（災害復旧等の緊急工事、<u>供用開始時期が決められている工事等</u>） (4) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事（<u>学校の夏休み期間中での工事等</u>） (5) 前各号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事	(1) 工期が2か月未満の工事 (2) 単価契約工事や維持工事（通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事） (3) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（災害復旧等の緊急工事等） (4) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事 (5) 前各号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事
（対象期間） 第4条 対象工事において発注者が週休2日に取り組む期間（以下「対象期間」という。）は、現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までとする。 ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は対象期間に含まないものとする。	（対象期間） 第5条 対象工事において発注者が週休2日に取り組む期間（以下「対象期間」という。）は、現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までとする。 ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は対象期間に含まないものとする。
	（受注者希望方式における週休2日工事実施の選択） 第6条 受注者は、週休2日工事（受注者希望方式）の対象工事において、実施の意向について、「月単位週休2日届出書」（様式1）を施工計画書の提出時に併せて監督職員に提出する。 2 受注者は、週休2日について「実施する」旨を届け出た場合であっても、「月単位週休2日届出書」（様式1）を監督職員に提出することにより、届け出た内容を取り消すことができる。
（週休2日工事の取組内容） 第6条 対象工事の受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休2日を確	（週休2日工事の取組内容） 第7条 対象工事の受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休2日を確

保するよう努めなければならない。 2 実施事業者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は認めない。 3 実施事業者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。 4 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（<u>様式1</u>）により、当月の現場閉所計画については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の5日までに監督職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。 5 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。 6 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示するものとする。	保するよう努めなければならない。 2 実施事業者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は認めない。 3 実施事業者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。 4 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（<u>様式2</u>）により、当月の現場閉所計画については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の5日までに監督職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。 5 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。 6 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示するものとする。
週休2日工事 この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日（4週8休以上）の確保に取り組む工事です。 発注者：大阪市〇〇局	週休2日工事 この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日（4週8休以上）の確保に取り組む工事です。 発注者：大阪市〇〇局
7 週休2日実施の履行確認は、実施事業者より提出された「現場閉所（計画・実績）書」（<u>様式1</u>）により監督職員が行う。	7 週休2日実施の履行確認は、実施事業者より提出された「現場閉所（計画・実績）書」（<u>様式2</u>）により監督職員が行う。
（週休2日工事に要する費用の計上） 第7条 週休2日工事に要する費用については、次のとおり計上するものとする。 （1）<u>土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表及び水道施設整備費に係る歩掛表による工事（以下「土木工事等」という。）</u>においては、別表1 労務費等の補正係数（以下「補正係数」という。）、<u>港湾土木請負工事積算基準、船舶及び機械製造修理請負工事積算基準による工事（以下「港湾工事」という。）</u>において	（週休2日工事に要する費用の計上） 第8条 週休2日工事に要する費用については、次のとおり計上するものとする。 （1）発注者指定方式 ア 土木工事等においては、別表1 労務費等の補正係数（以下「補正係数」という。）、港湾工事においては、別表2 補正係数、建築工事においては別表4 労務費の補正係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。

は、別表 2 補正係数及び公共建築工事積算基準による工事（以下「建築工事」という。）においては、別表 3 補正係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。 ただし、労務費分が明らかになっていない市場単価等の取り扱いについては、別途定めるものとする。 (2) 現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たないものは当該補正を減額変更する。	ただし、労務費分が明らかになっていない市場単価等の取り扱いについては、別途定めるものとする。 イ 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休以上に満たないものは当該補正を減額変更する。 (2)受注者希望方式 ア 建築工事においては、別表 3 労務費の補正係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。 ただし、労務費分が明らかになっていない市場単価等の取り扱いについては、別途定めるものとする。 イ 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休以上を満たしたものは当該補正を別表 4 労務費の補正係数に変更し、4 週 8 休以上に満たないものは当該補正を減額変更する。
（工事成績評定への反映） 第 8 条 工事成績評定は、次のとおり行う。 (1) 第 6 条第 7 項の確認において、<u>対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8 日/28 日）以上である場合は、工事成績の加点対象として評価する。</u> (2) 4 週 8 休の有無にかかわらず工事成績の減点は行わない。	（工事成績評定への反映） 第 9 条 工事成績評定は、次のとおり行う。 (1) 第 7 条第 7 項の確認において、現場閉所の達成を確認できた場合は、工事成績の加点対象として評価する。 (2) 4 週 8 休の有無にかかわらず工事成績の減点は行わない。
	附 則 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要領による改正後の大阪市週休 2 日工事実施要領は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの要領の施行日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する

	契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、施行日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、従前の例による。																																						
別表1 労務費等の補正係数（土木工事等） <table> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費率</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>現場管理費率</td><td>1.03</td></tr> </table> ※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。 ※下水道施設機械・電気設備工事については、補正の対象としない。 ※水道施設機械・電気設備工事については、補正の対象としない。 別表2 労務費等の補正係数（港湾工事） <table> <tr> <td>労務費</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費率</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>現場管理費率</td><td>1.03</td></tr> </table> ※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。 ※船舶及び機械製造修理請負工事は、補正の対象としない。 別表3 労務費等の補正係数（建築工事） <table> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td></tr> </table>	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費率	1.02	現場管理費率	1.03	労務費	1.04	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費率	1.02	現場管理費率	1.03	労務費	1.02	別表1 労務費等の補正係数（土木工事等） <table> <tr> <td>労務費</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費率</td><td>1.03</td></tr> <tr> <td>現場管理費率</td><td>1.05</td></tr> </table> ※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。 ※下水道施設機械・電気設備工事については、補正の対象としない。 ※水道施設機械・電気設備工事については、補正の対象としない。 別表2 労務費等の補正係数（港湾工事） <table> <tr> <td>労務費</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費率</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>現場管理費率</td><td>1.03</td></tr> </table> ※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。 ※船舶及び機械製造修理請負工事は、補正の対象としない。 別表3 労務費の補正係数（建築工事）【通期の週休2日】 <table> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td></tr> </table> 別表4 労務費の補正係数（建築工事）【月単位の週休2日】 <table> <tr> <td>労務費</td><td>1.04</td></tr> </table>	労務費	1.04	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費率	1.03	現場管理費率	1.05	労務費	1.04	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費率	1.02	現場管理費率	1.03	労務費	1.02	労務費	1.04
労務費	1.02																																						
機械経費（賃料）	1.02																																						
共通仮設費率	1.02																																						
現場管理費率	1.03																																						
労務費	1.04																																						
機械経費（賃料）	1.02																																						
共通仮設費率	1.02																																						
現場管理費率	1.03																																						
労務費	1.02																																						
労務費	1.04																																						
機械経費（賃料）	1.02																																						
共通仮設費率	1.03																																						
現場管理費率	1.05																																						
労務費	1.04																																						
機械経費（賃料）	1.02																																						
共通仮設費率	1.02																																						
現場管理費率	1.03																																						
労務費	1.02																																						
労務費	1.04																																						

特記仕様書 (週休2日工事(発注者指定方式))

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）である。

1 発注方式

発注者が**月単位の**週休2日に取り組むことを指定する「発注者指定方式」とする。

2 対象期間

現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

3 用語の定義

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

(2) 「4週8休**以上**」

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「**現場閉所率**」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、**天候等による現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による**予定外の現場閉所日**や猛暑による作業不能日**についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 「**月単位の4週8休以上**」

対象期間内のすべての月ごとに現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(4) 「**通期の**週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(5) 「**月単位の週休2日**」

対象期間の全ての月で月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

4 週休2日工事の取組内容

- (1) 受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において**月単位の**週休2日を確保するよう努めなければならない。
- (2) 実施事業者は、契約した工期の中で**月単位の**週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は認めない。
- (3) 実施事業者は、**月単位の**週休2日の確保について施工計画書に記載する。
- (4) 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式**4-2**）により、当月の現場閉所計画については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の5日までに監督職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。
- (5) 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。
- (6) 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示するものとする。

週休2日工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日（4週8休以上）の確保に取り組む工事です。

発注者：大阪市〇〇局

受注者：〇〇〇〇

- (7) **月単位の**週休2日実施の履行確認は、実施事業者より提出された「現場閉所（計画・実績）書」（様式**4-2**）により監督職員が行う。

5 週休2日工事に要する費用の計上

当初設計金額は**4週8休月単位の週休2日**の達成を前提として算出している。

（土木工事等、港湾工事）

現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休以上に満たないものは補正係数を除し、補正分を減額変更する。

（建築工事）

現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休以上に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更し、4週8休以上に満たないものは補正係数を除し、補正分を減額変更する。

※費用計上の対象外工事の場合は、本項を削除し使用すること。

※対象種別工事の項目を使用すること。

6 その他

特記仕様書に記載の外は、「大阪市週休2日工事実施要領」による。

特記仕様書

(週休2日工事(受注者希望方式))

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事(以下「週休2日工事」という。)である。

1 発注方式

受注者の希望によって月単位の週休2日に取り組む「受注者希望方式」とする。(通期の週休2日は必須)

2 対象期間

現場着手日(現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日)から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等)は含まないものとする。

3 用語の定義

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

(2) 「4週8休以上」

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 「月単位の4週8休以上」

対象期間内のすべての月ごとに現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(4) 「通期の週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(5) 「月単位の週休2日」

対象期間の全ての月で月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

4 月単位の週休2日工事实施の選択

- (1) 受注者は、実施の意向について、「月単位週休2日届出書」（様式1）を施工計画書の提出時に併せて監督職員に提出する。
- (2) 受注者は、月単位の週休2日について「実施する」旨を届け出た場合であっても、「月単位週休2日届出書」（様式1）を監督職員に提出することにより、届け出た内容を取り消すことができる。

5 週休2日工事の取組内容

- (1) 受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休2日を確保するよう努めなければならない。
- (2) 実施事業者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は認めない。
- (3) 実施事業者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。
- (4) 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により、当月の現場閉所計画については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の5日までに監督職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。
- (5) 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。
- (6) 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示するものとする。

週休2日工事 この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日 （4週8休以上）の確保に取り組む工事です。 発注者：大阪市〇〇局 受注者：〇〇〇〇
--

- (7) 週休2日実施の履行確認は、実施事業者より提出された「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により監督職員が行う。

6 週休2日工事に要する費用の計上

当初設計金額は通期の週休2日の達成を前提として算出している。

現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休以上を満たしたものは月単位の週休2日における労務費の補正係数に変更し、4週8休以上に満たないものは補正係数を除し、補正分を減額変更する。

※費用計上の対象外工事の場合は、本項を削除し使用すること。

7 その他

特記仕様書に記載の外は、「大阪市週休2日工事实施要領」による。

(様式1)

令和 年 月 日

様

(受注者)

月 単 位 週 休 2 日 届 出 書

月単位の週休2日の実施の意向について、以下のとおり届け出します。

1 工 事 名 称	
2 工 事 場 所	
3 工 事 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4 届 出 内 容	a. 実施する。 b. 実施しない。 c. 実施から実施しないに変更する。
5 実 施 し な い 理 由 (4がb、cの場合のみ)	

※届け出については施工計画書の提出時に併せて提出すること。

令和 年 月 日

様

(受注者)

現 場 閉 所 (計 画 ・ 実 績) 書

工 事 名 称 :

工 事 期 間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

令和 年 月

日	曜日	対象外期間	現場閉所計画	現場閉所実績	備考		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
小計					当月対象期間	日	割合 %
累計					対象期間	日	割合 %

(注)備考には現場着手日、工事完成日、対象外期間の内容、計画日に休みを取れなかった理由と振替日等を記入。

(注)対象外期間とは、年末年始6日、夏季休暇3日、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間をいう。